

六ヶ所村  
令和6年3月19日

## 職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条及び六ヶ所村職員の交通事故等に対する懲戒処分等の基準を定める規則の規定により、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 事案の概要

被処分者は、令和5年12月8日、私用により私有車を運転していたところ、法定速度を時速46キロメートル超過したとして、道路交通法第22条に規定する最高速度制限違反により検挙された。

#### 2 処分量定

戒告

#### 3 処分年月日

令和6年3月19日

#### 4 被処分者

課長補佐級 50代

#### 5 再発防止策

管理監督職員による交通法規遵守の指導徹底

#### <村長コメント>

職員の服務規律の確保については、従来から機会あるごとに注意を喚起し、交通法規の遵守徹底についても特段の配意を指示してきたところではありますが、このような事態を惹き起こしたことは極めて遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今後、このような事態を惹き起こさぬよう再発防止策を講じるとともに、村政に対する信頼を一日でも早く回復するよう努めて参る所存であります。